各所属長 殿

総務部長

新型コロナウイルスに感染した場合等の服務の取扱いについて (通知)

このことについて、本日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更 されたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしますので、所属職員に周知願います。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇、職務専念義務免除等の各種取扱い(別 紙参照)については、令和5年5月7日をもって廃止したので、併せて周知願います。

記

1 職員が新型コロナウイルスに感染した場合

今後も病気休暇の対象となります。基本的には季節性インフルエンザと同じ取扱いとなりますので、申請する場合は、令和5年2月1日付け人事課長通知(季節性インフルエンザに伴う病気休暇申請に係る取扱いについて)を参照願います。

なお、取得期間等については、以下のとおりとなります。

項目	医療機関を受診した場合	検査キットにより 陽性が判明した場合	
取得期間	医師から指示のあった期間	発症日を0日として5日間	
申請に係る	①薬袋、領収証等の写し等	①検査キットの画像	
添付書類	②経緯・経過報告書	②経緯・経過報告書	

また、発症日を0日として、<u>10日間は職場でのマスク着用等の基本的な感染対策を徹底</u>するとともに高齢者等のハイリスク者との接触は可能な限り控えるようにお願いします。

2 職員の同居家族が感染した場合など感染のおそれが高い場合(「濃厚接触者」の定義に 該当する場合等)

令和5年5月8日以降は、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められることはないため、出勤も可能となります。ただし、接触した感染者の発症日又は当該感染者との最終接触日を0日として、5日間は自身の体調管理に努めるほか、7日間は職場でのマスク着用等の基本的な感染対策を徹底するとともに、高齢者等のハイリスク者と接触は可能な限り控えるようお願いします。

【一般職員担当】

人事課人事研修係 角田·阿部 (内線 4066·4070) 【会計年度任用職員担当】

人事課給与厚生係 柴田(内線 4072)

新型コロナウイルス感染症に係る服務等の取扱いの廃止等について

1 令和5年5月7日付けで廃止したもの

No.	服務の取扱い等	内容又は該当するケース	関係通知 (廃止)
1	自宅待機	①職員が濃厚接触者に該当した場合、②職	R2.11.20 付け総務部長通知
		員が濃厚接触者に該当する可能性が高い	
		場合、③職員(非濃厚接触者)が感染のお	
		それが高い場合、④職員又は同居家族が医	
		師等からPCR検査等の受検を指示され	
		た場合	
2	特別休暇	職員が①~⑤に該当した場合(①検疫法に	R2.3.4付け総務部長通知
		よる停留、②検疫法による外出禁止等、③	
		感染症法による外出禁止等、④風邪症状に	
		よる療養、⑤学校等の臨時休業に伴う子の	
		世話)	
3	職務専念義務免除	職員が抗体検査を受ける場合	R2.6.4付け総務部長通知
		医療従事者等以外の職員がワクチンを接	R3.6.4付け総務部長通知
		種する場合又は当該接種に係る副反応に	
		より勤務困難な場合	
		職員が自主的にPCR検査等を受ける場	R4.1.19 付け総務部長通知
		合	
4	時差出勤	職員が感染リスクの軽減等のために勤務	R2.3.3付け総務部長通知
		時間の変更を希望する場合	
5	健康観察	所属長が所属職員の健康状態を把握し、感	R2.3.3付け総務部長通知
		染拡大防止を図る。	
6	公表等の運用	職員が感染した場合における公表等	R4.8.8付け総務部長通知

[※] No.5 の「健康観察」については、今後も推奨することとし、特に職場内で感染者が判明した場合など感染リスクが高まった場合には積極的に取り組むこととする。

2 現時点で継続するもの(国の取扱いに準じて取扱いを検討するもの)

Str. 1 M. Addition Co.				
No.	服務の取扱い等	内容又は該当するケース	関係通知(継続)	
1	業務軽減	妊娠中の女性職員が主治医等からの指導	R2.6.2付け総務部長通知	
		により業務を軽減する場合(R5.9.30 まで)		
2	職務	医療に従事する職員等がワクチンを接種	R3.5.11 付け総務部長通知	
		する場合		
3	マスク着用	マスク着用は個人の判断に委ねる。ただ	R5. 3. 10 付け総務部長通知	
		し、対人業務や医療・福祉の現場での業務		
		に従事する場合や医療・福祉施設を訪問す		
		る場合はマスクの着用を基本とする。		

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルスに感染した場合等 の服務の取扱いについて(Q&A)

Q1 感染した場合に病気休暇が認められる期間は何日間か?

A1 医師から指示を受けた期間又は発症日を0日として5日間となります。ただし、5日目になっても症状が続く場合は、発熱等が軽快して24時間程度が経過した後とします。また、症状が重い場合は、医療機関を受診してください。

Q2 感染した場合は、必ず病気休暇を申請しなければならないのか?

A 2 季節性インフルエンザと同様に、必ずしも病気休暇の申請が義務付けられるものではありません。体調が優れず勤務に支障がある場合などは、年次有給休暇を取得し、休養することも考えられます。

Q3 検査キットにより陽性であることが判明したが、無症状の場合は、出勤することは可能か?

A3 出勤可能です。ただし、職場では、判明日を0日として10日間はマスクの着用を徹底してください。また、体調管理、手指消毒等の基本的な感染対策はもちろんのこと、 高齢者等のハイリスク者との接触は可能な限り避けるようお願いします。

なお、特に業務に支障がない場合は、判明後5日間は、病気休暇又は年次有給休暇を 取得するなど感染拡大防止に御協力願います。

Q4 同居家族が感染し、職員本人も咳や喉の痛みはあるが、特別休暇の取得や自宅待機を 命じることは可能か?

A 4 令和5年5月8日以降、特別休暇の対象にならず、また、自宅待機を命じることもできません。所属長は、所属職員の体調が優れない場合は、年次有給休暇を取得し、休養するか、医療機関を受診することを推奨してください。

なお、感染した家族や同居人とは、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話 はできるだけ限られた者で行うなど感染拡大防止に留意願います。

Q5 職場内においてクラスターが発生するなど感染拡大により業務遂行に支障が出る場合はどうするのか?

A 5 現時点では、そのような状況を想定した対応は検討していませんが、感染防止として、 日頃から基本的な感染対策を徹底してください。

なお、今後の流行状況によっては、自宅待機制度を新たに設けるなど、感染拡大を防止するための措置を講じることは考えられます。